一般競争入札公告

社会福祉法人 純清会の発注する「東かわぐちポポロ保育園」の一般競争入札について、
次の通り公告します。

令和2年11月 24 日
社会福祉法人純清会
理事長 奥野 敏夫

1. 入札内容

(1)名称	社会福祉法人純清会 東かわぐちポポロ保育園 備品購入
(2)納入場所	埼玉県川口市戸塚東1－1－15
(3)購入内容	遊具・玩具・食器等備品一式
(4)購入備品の仕様	仕様書による
(5)納入時期	令和3年3月

2. 入札方法等

(1)入札方法	一般競争入札
(2)予定価格	有(非公開)
(3)最低制限価格	無
(4)入札保証金	免除

3. 入札資格

(1) 地方自治法施行令昭和22年政令第16号第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 31・32(令和元・2)年度川口市物品入札(見積)参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 入札の公告日から落札決定までの期間に埼玉県及び県内市町村の落札参加資格の停止の措置を受けていない者であること。

(4) 入札の公告日から落札決定までの期間に埼玉県及び県内市町村の契約に関わる暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 保育施設に納入実績があり、メンテナンス及びアフターサービス体制が確立されている企業及び会社であること。

（7） 仕様書の要求する事項について正確かつ確実に履行できる者であること。

（8） 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

（1） 受付期間　令和2年11月24日（火）から令和2年11月30日（月）まで。
但し、土・日曜日、祝祭日を除く。

（2） 受付時間　午前9時から午後5時まで。

（3） 提出書類　①一般競争入札参加資格確認申請書（様式有り）
※当法人ホームページよりダウンロード
②会社案内
③納入実績一覧表（様式は任意）
④担当者名刺（電話又は e-mail が記載されていること）

（4） 提出方法　入札参加希望者は、入札参加資格の確認できる資料を郵送または持参にて提出すること。※11月30日（月）午後5時必着
（持参の場合は事前に連絡する事）

（5） 提出先　埼玉県さいたま市浦和区高砂3－14－14－202
社会福祉法人純清会
東かわぐちポポロ保育園開設準備室
担当者：西原　涼子
電話：048-764-8149　FAX：048-764-8159
E-mail：presto.nishihara@gmail.com
※提出された書類は返却いたしません。

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び備品仕様書の配布

（1） 入札参加資格確認審査後、参加資格の有無について令和2年12月2日（水）までに電話連絡の上メール又は郵送にて通知します。

（2） 入札参加資格がありと確認された業者には備品仕様書、入札書等書式をメール又は郵送により配布します。

（3） 下記の各項目に該当する入札参加申請は無効とします。
①入札参加申請書類に不備または虚偽の記載等があった場合。
②提出書類の誤字・脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
③所定の記名押印の無いとき。印影が不明瞭であるとき。
④1社で2通以上の入札参加申請書を提出したとき。
⑤明らかに談合によると認められるとき。
⑥入札参加資格申請に必要な要件を満たしていないとき。

6. 備品仕様書等に関する質疑及び回答

（1） 質疑提出期限　令和2年12月5日（土）

（2） 質疑提出方法　法人担当にメールにて提出

（3） 回答日　令和2年12月7日（月）

（4） 回答方法　すべての質疑を集計したものを全参加者へメールにて送付

7. 入札執行の日時等

（1） 入札日時　令和2年12月11日（金） 10:30

（2） 入札会場　埼玉県さいたま市浦和区常盤9－15－19
社会福祉法人純清会 うらわポポロ保育園

8. 落札者の決定

（1） 予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

（2） 初回入札に参加する者が1社のみの場合は、1回のみ入札を行うことができる。

（3） 予定価格の範囲内で入札をした者がいない場合は、再度入札を実施する。
（再度入札は2回まで）

（4） 上記（2）によっても落札者がいない場合は、交渉による随意契約を行うものとする。
随意契約の相手方となることができる者は、再度入札に参加した者とする。
ただし、再度入札において無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となることができない。随意契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積書が入札予定価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。

（5） 落札者とすべき同額の入札をした者が2社以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは、五十音により早い名称の者から行うものとする。

9. 入札にあたっての注意事項

（1） 参加者は入札日に、一般競争入札参加資格確認決定通知書を持参すること。

（2） 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。

（3） 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（4） 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

（5） 入札書は必要事項を記入、押印のうえ提出用封筒に入札書のみを入れ、封をして裏面に割り印すること。

（6） 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額内訳書を後日提出すること。

（7） 開札は入札書の提出後直ちに行うこととする。

（8） 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

（9） 下記の各項目に該当する入札は無効にする。

①入札に参加する資格のない者がした入札

②郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

③不備な入札金額内訳書を提出した者がした入札

④談合その他不正行為があったと認められる入札

⑤虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札

⑥入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

⑦次に揚げる入札をした者がした入札

ア 入札書の押印のないもの

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

ウ 押印された印影が明らかでないもの

エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

⑧前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

（10） その他

①入札を公正に執行することができないと認められた時は、入札を執行しないことがある。

②一度提出した入札書の書換え、引換え、撤回はできない

③入札時には、当法人の監事及び複数の理事が立会うものとする。

10. 契約方法等

（1） 本契約の締結は当法人の理事会で承認を受け川口市が確認した後とする。

（2） 契約保証金の徴収は免除する。

（3） 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、川口市から指導があった場合に

は従うこと。

(4) 落札決定から本契約までの間に自治体の入札参加資格の停止の措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする)。

(5) 契約書の作成は落札者が行うものとする。

11. 支払条件

(1) 支払期日は、令和3年4月末迄とし、契約金額一括とする。

12. その他

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 入札参加者は入札後、この公告、仕様書等についての不明な理由として異議を申し立てることはできない。